

令和 年 月 日

佐野市教育委員会 教育長 様  
(文化財課取扱い)

開発・取引等に伴う埋蔵文化財包蔵地の確認について(照会)

みだしの件について、下記のとおり確認をお願いいたします。

記

|             |   |      |                |
|-------------|---|------|----------------|
| 開発・取引等会社名   |   |      |                |
| 担当部署・担当者名   |   |      |                |
| 住所及び<br>連絡先 | 住所  |      |                |
|             | Tel.  | Fax. |                |
| 照会する地番・面積   | 栃木県佐野市  |      | m <sup>2</sup> |
| 調査の<br>目的   | <input type="checkbox"/> 土地取引等に係る事前調査 <input type="checkbox"/> 不動産鑑定<br><input type="checkbox"/> 土地造成・整備 <input type="checkbox"/> 建築工事 <input type="checkbox"/> 道路建設等 <input type="checkbox"/> 採石<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に) _____ |      |                |
| 添付書類        | <input type="checkbox"/> 地形図 <input type="checkbox"/> 住宅地図 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 設備図面 <input type="checkbox"/> その他( )  |      |                |

開発・取引等に伴う埋蔵文化財包蔵地の確認について(回答)

埋蔵文化財の包蔵地に該当( する ・ しない )

遺跡名( ) 遺跡) 時代区分( )

県遺跡番号( ) 種別( )

- 開発の 60 日前までに、文化財保護法第 93 条第 1 項の届出が必要です。
- 開発にあたり、事前に協議する必要があります。
- 開発を行う際は、遺物等がないか、注意しながら作業を進めてください。  
遺物等を発見した場合、文化財保護法第 96 条第 1 項の届出が必要です。
- 付属意見

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地 (本庁舎 3 階東側)  
佐野市教育委員会 教育部 文化財課 文化財保護係  
電話 0283-25-8520 FAX. 0283-20-3029  
メール bunkazai@city.sano.lg.jp 担当

※FAX が別の課に設置してあるため、お手数ですが、送信後に確認の電話をお願いいたします。

処理覧